

平成28年第1回江差町議会定例会資料

資料1：地方公共団体セキュリティ強化対策事業の概要【議案第1号関係】	…P	1
資料2：年金生活者等支援臨時福祉給付金の概要【議案第1号関係】	…P	2
資料3：南が丘第1団地外壁・屋根改修工事の概要【議案第1号関係】	…P	4
資料4：公共施設等総合管理計画策定・地方公会計整備の概要【議案第6号関係】	…P	5
資料5：町有地法面崩落復旧対策の概要【議案第6号関係】	…P	6
資料6：江差町まちづくり推進交付金の創設【議案第6号関係】	…P	7
資料7：江差新栄・円山テレビ中継局アナログ設備撤去工事の概要【議案第6号関係】	…P	8
資料8：コンビニエンスストア収納対応システム導入に係る資料【議案第6号関係】	…P	9
資料9：町民の森作業道敷設の概要【議案第6号関係】	…P	10
資料10：陣屋町地区小規模治山事業の概要【議案第6号関係】	…P	11
資料11：秋サケ資源増大対策事業の概要【議案第6号関係】	…P	12
資料12：新幹線開業を見据えた観光対策の概要【議案第6号関係】	…P	13
資料13：インバウンド対策推進の概要【議案第6号関係】	…P	14
資料14：（仮称）第18回北前船寄港地フォーラムin北海道江差開催要綱（案）【議案第6号関係】	…P	15
資料15：町道新栄町河原通り道路改良及び配水管布設替工事箇所【議案第6号関係】	…P	16
資料16：橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修箇所【議案第6号関係】	…P	17
資料17：町道茂尻町線縦断側溝布設替工事箇所【議案第6号関係】	…P	18
資料18：町内会等管理街灯修繕等助成事業の概要【議案第6号関係】	…P	19
資料19：普通河川五勝手川転落防護柵布設替工事箇所【議案第6号関係】	…P	20
資料20：北埠頭上架施設整備事業の概要【議案第6号関係】	…P	21
資料21：江差港北埠頭・新北埠頭フェリー係船用施設整備事業の概要【議案第6号関係】	…P	22
資料22：江差町プレミアム住宅リフォーム商品券発行事業補助の概要【議案第6号関係】	…P	23
資料23：（仮称）新陣屋団地建設事業年次概算工事費の概要【議案第6号関係】	…P	24
資料24：子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園への施設型給付の概要【議案第6号関係】	…P	25
資料25：芸術鑑賞事業の概要【議案第6号関係】	…P	27
資料26：江差町歴史文化基本構想策定関連資料【議案第6号関係】	…P	28
資料27：江差町空き家等の適正管理に関する条例（案）の概要【議案第17号関係】	…P	29
資料28：公行政不服審査法関連三法案の概要【議案第18～21号関係】	…P	30
資料29：江差町情報公開条例新旧対照表【議案第18号関係】	…P	31
資料30：江差町個人情報保護条例新旧対照表【議案第19号関係】	…P	35
資料31：固定資産評価審査委員会条例新旧対照表【議案第20号関係】	…P	41
資料32：檜山広域行政組合規約新旧対照表【議案第23号関係】	…P	43
資料33：過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正の概要等【議案第25号関係】	…P	44
資料34：江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要等【議案第26号関係】	…P	45
資料35：江差追分会館条例の一部を改正する条例の概要等【議案第27号関係】	…P	47
資料36：江差町道路占用徴収条例の一部改正に係る条例新旧対照表【議案第28号関係】	…P	49
資料37：町道路線認定位置図【議案第29号関係】	…P	50
資料38：平成27年度国・道への要望等状況一覧（12月～2月）	…P	51

地方公共団体セキュリティ強化対策事業の概要

【背景】

日本年金機構における個人情報流出事案は、マイナンバー制度の施行を控え、多くの住民情報を扱う自治体にとって、改めて重大な警鐘となり、各自治体において情報セキュリティ対策を強化されることになった。

事業費

38,627千円

三層の構えで万全の自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化

三層の構え

マイナンバー利用事務系（既存住基、税、社会保障など）においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末から情報持ち出し不可設定や端末への二要素認証の導入などを図ることにより、住民（個人）情報の流出を徹底して防止すること。

マイナンバーによる情報連携に活用されるL2/L3環境のセキュリティ確保に資するため、財務会計などL2/L3を活用する業務用システムと、Web閲覧やインターネットメールなどのシステムとの通信経路を分割すること。なお、両システム間で通信する場合には、ウィルス感染のない無害化通信を図ること（L2/L3接続系とインターネット接続系の分割）。

インターネット接続系においては、都道府県と市区町村が協力して、インターネット接続口を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を講じること

主なセキュリティ対策

- L2/L3端末から安全にインターネットへアクセスできる対策
- 庁舎外との通信構築（財務会計システム等）対策
- ファイル無害化対策
- 不正な通信や動作の監視対策
- アクセス記録及び閲覧履歴対策

「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の実施について**1. 趣 旨**

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障・税一体改革の一環として平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけになることも踏まえ、また、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施。

2. 給付対象者の範囲・支給時期

給付対象者の範囲・支給時期については、年金生活者支援給付金の対象者を念頭に置きつつ、平成28年前半の個人消費の下支えの観点や実務上の対応可能性を踏まえ、具体的には次のとおりとする。

(1) 低所得の高齢者

低所得の高齢者向けの給付金については、平成27年度の簡素な給付措置の対象のうち、平成28年度中に65歳以上となる者（昭和27年4月1日までに生まれた者）を対象とし、できる限り早期に支給。

(2) 低所得の障害・遺族基礎年金受給者

低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金については、平成28年度の簡素な給付措置の対象のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者（(1)に該当する者を除く。）を対象とし、平成28年度の簡素な給付措置と併せて支給。

3. 給付額

給付対象者1人につき、30,000円（高齢者向け給付金）

給付対象者1人につき、3,000円（簡素な給付措置）

給付対象者1人につき、30,000円（障害・遺族基礎年金受給者向け給付金）

4. 実施方法

年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施に当たっては、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的な支給方法とする。そのため、平成27年度までの簡素な給付措置と同じ仕組みにより実施。※年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施に要する費用については、全額国が負担するもの。

5. 予 算

平成27年度補正予算

「高齢者向け給付金」 **39,989千円**

【事務費】 1,589千円（職員手当等、需用費、役務費、委託料）

【事業費】 38,400千円（支給対象者：1,280人×3万円）

平成28年度当初予算

「簡素な給付措置及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」 **17,770千円**

【事務費】 3,970千円（事務補助員賃金、需用費、役務費、委託料、使用料）

【事業費】 6,000千円（支給対象者：2,000人×3千円）

7,800千円（支給対象者：260人×3万円）

<参考1>平成27年度の簡素な給付措置の支給要件（基準日：平成27年1月1日）

- (1) 江差町の住民基本台帳に記録されており、
- (2) 平成27年度市町村民税（均等割）が課税されていない者（当該市町村民税（均等割）が課税されている者の税法上の扶養親族等を除く）であって
- (3) 生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者

平成27年1月1日（基準日）時点で江差町の住民基本台帳に記録されている者を対象として低所得の高齢者向けの給付金（1人につき3万円）を支給。

※基準日より後に他市町村に転出した者についても、基準日に住民基本台帳に記録されている市町村が低所得の高齢者向けの給付金を支給。

<参考2>平成28年度の簡素な給付措置の支給要件（基準日：平成28年1月1日）

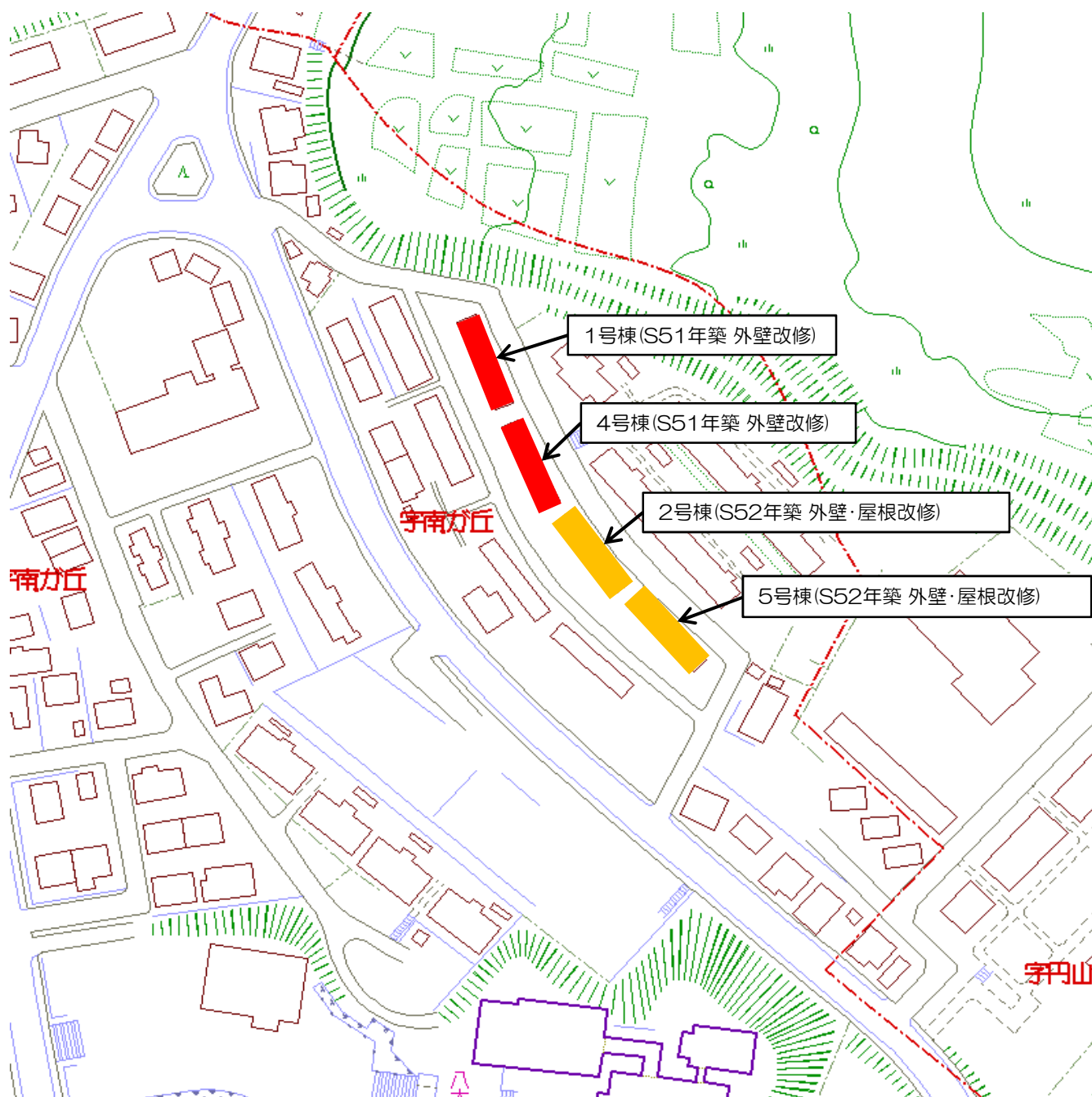
- (1) 江差町の住民基本台帳に記録されており、
- (2) 平成28年度市町村民税（均等割）が課税されていない者（当該市町村民税（均等割）が課税されている者の税法上の扶養親族等を除く）であって
- (3) 生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者

平成28年1月1日（基準日）時点で江差町の住民基本台帳に記録されている者を対象として簡素な給付措置（1人につき3千円）及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金（1人につき3万円）を支給。

「南が丘第1団地外壁・屋根改修工事の概要」

○事業費：30,412千円

○工事の実施箇所図



公共施設等総合管理計画策定・地方公会計整備

(1) 公共施設等総合管理計画について

①総務大臣からの計画策定の要請

- 公共施設の老朽化、人口減少社会における公共施設への需要の減等を踏まえ、長期的な視点に立った更新・統廃合・長寿命化などの対策が必要

②公共施設等総合管理計画の内容

○所有施設等の現状

- 老朽化の状況、利用状況
- 総人口や年代別人口の見通し
- 中長期的な経費の見込みとこれらの経費に充当可能な財源の見込み

○施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間（10年以上）
- 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有方策
- 現状分析を踏まえた基本方針
（点検・診断等、維持管理・修繕・更新等、耐震化、長寿命化、統廃合、管理体制の構築等）
- フォローアップの実施方針（固定資産台帳等の活用）

③地方財政措置

- 計画策定経費について特別交付税措置（平成26年度から平成28年度までの3年間の措置、措置率1/2）

○地方債の特例措置

- 公共施設の除却への地方債の特例措置（資金手当）
- 既存の公共施設の集約化・複合化への地方債措置（平成29年度まで/充当率90%・交付税算入率50%）
- 既存の公共施設の転用への地方債措置（平成29年度まで/充当率90%・交付税算入率30%）

(2) 統一的な基準による地方公会計の整備について

①総務大臣からの統一的な基準による地方公会計整備の要請

- 平成29年度までにすべての地方公共団体が作成することを要請

②統一的な基準による地方公会計の特徴

- 発生主義・複式簿記の導入
- 固定資産台帳の整備（公共施設マネジメントにも活用）
- 団体間の比較可能性を確保

③地方財政措置

○固定資産台帳整備に係る特別交付税措置

- 資産評価・データ登録等に要する経費（平成26年度から平成29年度まで）

「町有地法面崩落復旧対策の概要」

○事業費：1,615千円

○法面崩落箇所図



江差町まちづくり推進交付金の創設

1 制度の趣旨

江差町人口ビジョンに基づく江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施に伴い、地域の雇用を創出・確保するために必要な産業基盤の強化や交流人口の拡大に資する各種取組に対し、予算の範囲内において交付金を交付する。

2 実施期間

平成28年度～平成31年度（総合戦略計画期間）までの4年間とする。

3 交付対象者

事業区分	交付対象者
ソフト事業	町内に住所を有する団体・個人等
ハード事業	法人格を有する団体等

4 交付対象事業及び交付金額等

区 分	事 業 名	交付金の額		
		上限額	下限額	交付率
ソフト 事 業	若者交流促進事業	2,000千円	500千円	10/10以内
	美しい村活動推進事業	1,000千円	100千円	
	空き店舗等活用促進事業	(月額) 100千円	(月額) 30千円	2/3以内
	地域ブランド開発等支援事業	1,000千円	100千円	
	一般事業	300千円	30千円	1/2以内
ハード 事 業	宿泊施設整備促進事業	1億円	10,000千円	1/2以内
	産業基盤強化施設整備促進事業	50,000千円	10,000千円	
	空き店舗等再生促進事業	3,000千円	500千円	

江差新栄・円山テレビ中継局アナログ設備撤去工事の概要

根拠法令：電波法第78条 無線局の免許等がその効力を失ったときは、免許人等であった者は、遅滞なく空中線（アンテナ）の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

事業目的

平成23年のデジタル放送移行後、5年以内（平成28年7月24日まで）に2箇所（新栄・円山）の中継局に残存しているアナログ放送設備の撤去が必要。

事業概要

【撤去設備】

（空中線）	HBC 受信空中線・受信給電線 STV 受信空中線・受信給電線
（空中線系装置）	AD 共用装置、AD 分波器
（放送機）	アナログ用放送機用ラック

【事業費】

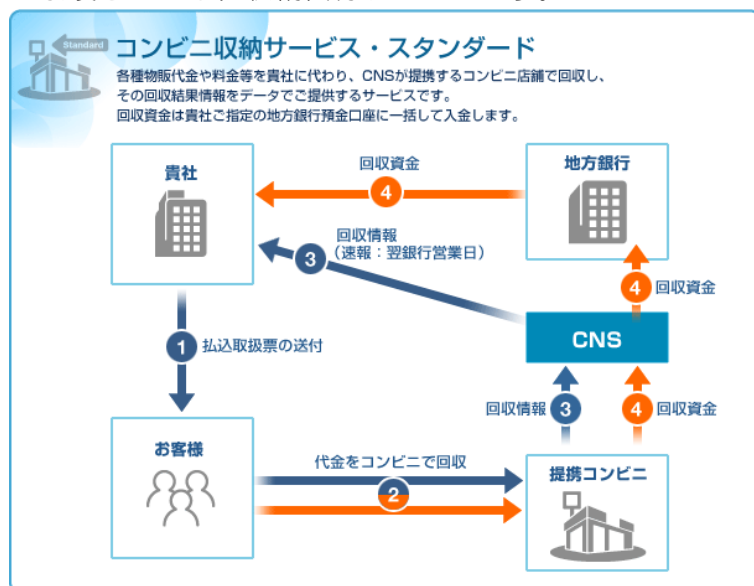
（江差新栄中継局）	1,605千円
（江差円山中継局）	1,050千円
（合計）	2,655千円



コンビニエンスストア収納対応システム導入に係る資料

1 コンビニ収納サービスの仕組み

コンビニ収納とは、全国のコンビニ店舗で町税等を収納し、「収納結果の情報」と「収納資金」の引渡をうける、収納代行サービスです。



- ①江差町から納税通知書を送付します。
- ②納税者はコンビニでの納付が可能となります。
- ③コンビニは、納付された税金を地銀ネットワークシステム（CNS）へ預け、CNSは北海道銀行「公金コンビニ」に入金します。
- ④北海道銀行はコンビニで収納した資金を「公金コンビニ」より、江差町が指定する金融機関の口座に入金します。

※CNSは、北海道銀行を含む地方銀行64行の共同事業会社です。

2 コンビニ収納サービスのメリット

①納税者の納付利便性向上が図られる。

共働き、暮らしの多様化が進むなか、休日・夜間でも身近なコンビニで町税等を納付できるため、納付の利便性が向上される。

②納付率の向上が期待される。

24時間・365日コンビニ店舗で納付できるので、納付率の向上が期待される。

3 江差町の導入概要

(1) 対象税目・・・町道民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税の4税目

(2) スケジュール

◆「平成28年度」

- ①コンビニ収納に対応するためのシステム改修（1,836千円）
- ②北海道銀行との契約、ソフトインストール（108千円）

◆「平成29年度」・・・本格稼働。

(3) 取扱い店舗

セブンイレブン、セイコーマート、ローソン、サンクス、ファミリーマート、ハセガワストアなど、地銀ネットワークが提携している全国約51,700店舗

(4) 道内導入状況（平成26年度資料）

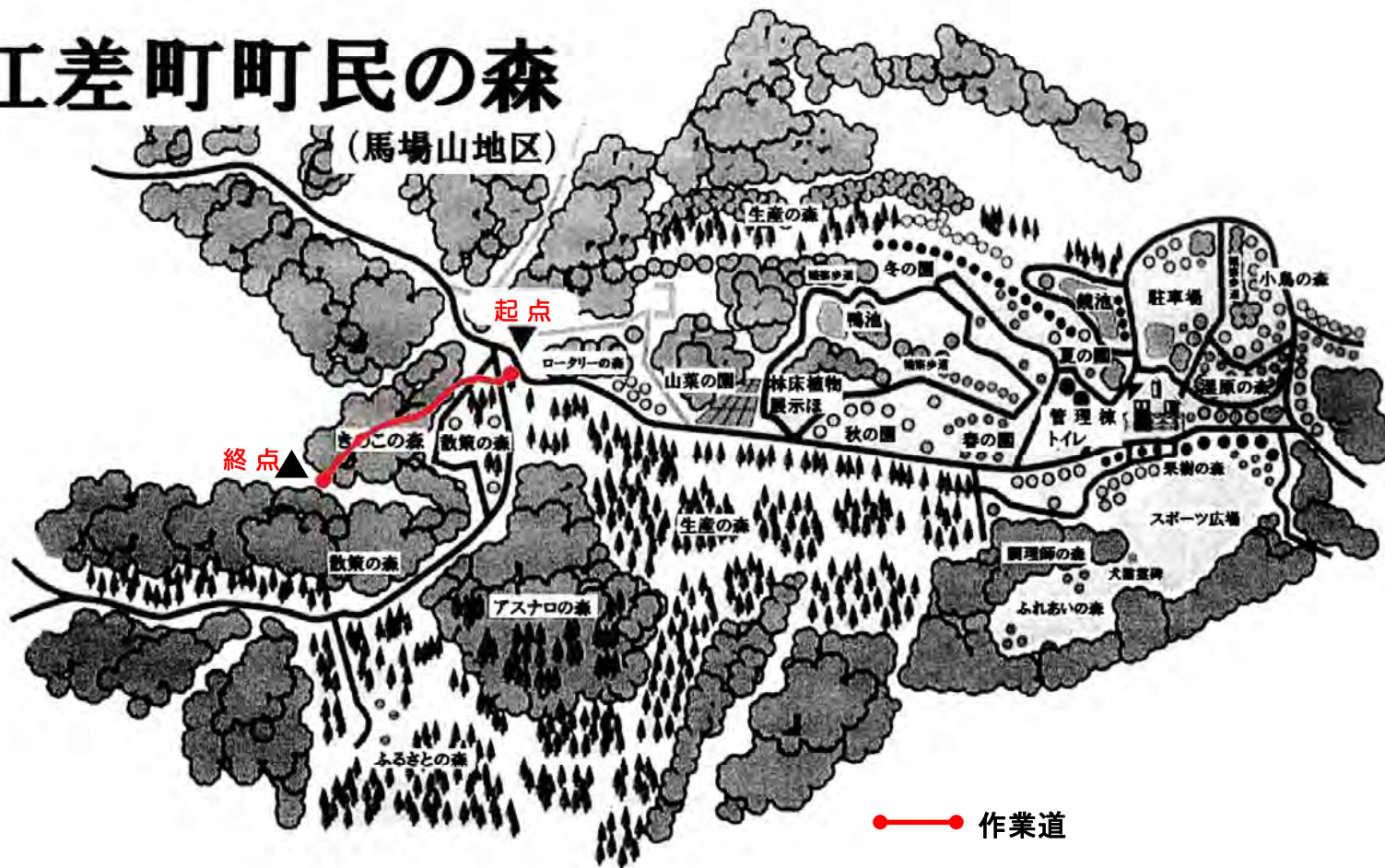
内訳	取扱状況			市町村数
町税	檜山管内	1	14.3%	7
	渡島管内	4	36.4%	11
	道内	44	24.6%	179
	全国	926	53.2%	1,741

【檜山】檜山振興局、上ノ国町 【渡島】渡島総合振興局、函館市、北斗市、福島町、七飯町】

町民の森作業道敷設

江差町町民の森

(馬場山地区)

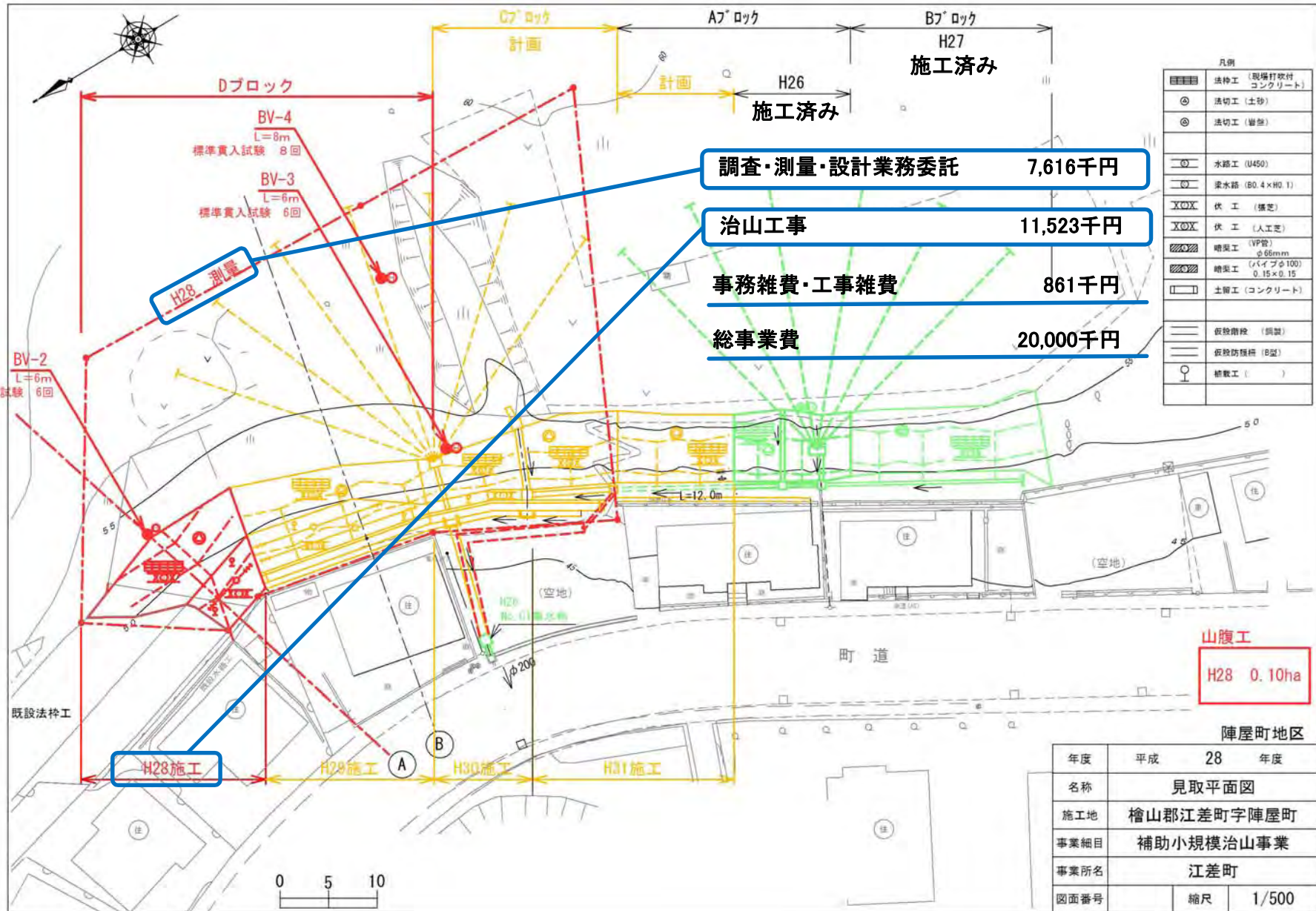


●—● 作業道

延長: 200m 幅員: 3.4m (うち3m砂利敷き)

事業費: 795千円 (町単費)

平成28年度 陣屋町地区小規模治山事業



秋サケ資源増大対策事業の概要

【所管課：産業振興課】

- <事業費> 施設整備：14,200千円 運営費：1,200千円
<財源内訳> 施設整備：町債14,200千円
運営費：一般財源：1,200千円
<事業主体> ひやま漁業協同組合

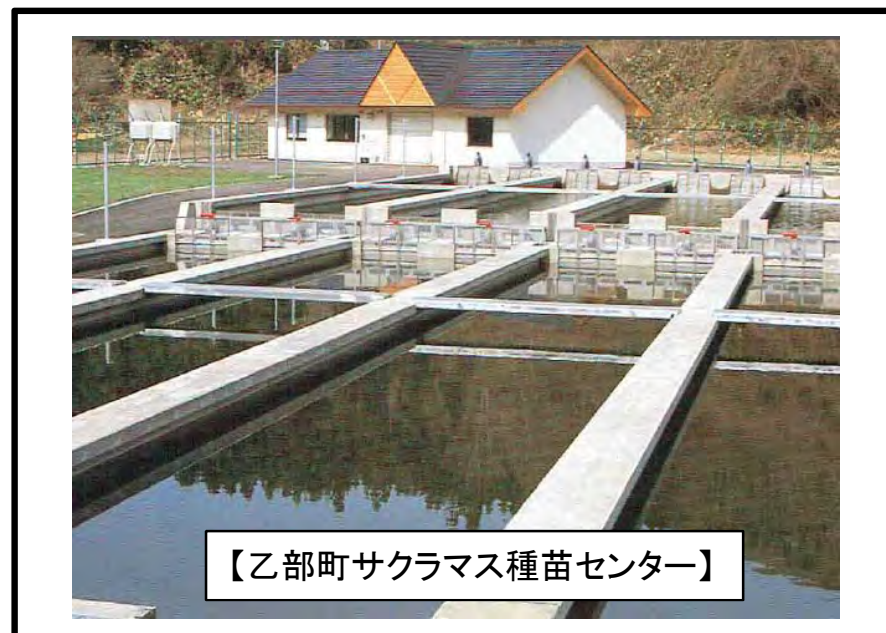
事業の必要性

檜山管内では増殖施設の不足からサケ稚魚の過密飼育が問題となっており、管内のサケ回帰率低迷の一因とも考えられている。この過密飼育を改善すべく、基礎資料を得るためサケ種苗の適正生産・放流実証試験を行うにあたり、実施施設として乙部町のサクラマス種苗センターをサケ種苗施設に改修し利用する。

施設改修及び運営にあたり、事業主体であるひやま漁業協同組合の経営状況が悪化していることから、受益のある5町（せたな町、八雲町、乙部町、江差町、上ノ国町）が改修費用及び運営費の補助を行う。

事業の概要

- サケの回帰率については全道平均が約4%に対し檜山管内では約1%に止まっている状況
 - 過密飼育を改善し、飼育稚魚数の分散と長期間の飼育により健苗を生産することで回帰率の向上を目指すべくサクラマスの施設をサケ用に改修する
 - 施設改修後、サケ稚魚500万尾を飼育
- 施設改修
事業費：76,680千円（各町補助対象：71,000千円）
各町負担：14,200千円（71,000千円÷5町）
※各町負担にあたっては過疎債を活用
- 運営費
事業費：6,021千円（各町補助対象：6,000千円）
各町負担：1,200千円（6,000千円÷5町）



新幹線開業を見据えた観光対策の概要

< 追分観光課 >

事業費：6, 171千円

事業の概要

2016年3月26日に北海道新幹線が開業となる。地元でその効果をしっかりと享受するため、受け入れ体制の整備を継続して行うとともに、道内はもとより東北等における観光PRイベント等に対し江差追分等の郷土芸能の派遣や、他県からの誘客を推進するため、JRグループと青函圏が一体となって広域観光を全国に強力にPRする「青森県・函館デスティネーションキャンペーン」をはじめ、広域観光プロモーションや観光PRイベント等へ積極的に参加し、本町のPRに努め、観光客の増加に繋げる。

主な取り組み

①全国展開観光情報誌への記事等掲載	650千円
②定期観光バス・エージェント江差追分実演対応	534千円
③観光PRイベント等郷土芸能派遣	558千円
④青森県・函館デスティネーションキャンペーン	143千円
⑤うまいもんサミット（函館）	300千円
⑥はこだてグルメサーカス（函館）	458千円
⑦チャリティープロモーション（札幌）	886千円
⑧イチオシまつり（札幌）	864千円
⑨誘致宣伝（東京、仙台）	1, 197千円
⑩信金フェア（仙台）	159千円
⑪新幹線木古内駅活用推進協議会	400千円



事業費：6,412千円

事業の概要

2015年に日本を訪れた外国人観光客数は、過去最多の1,973万7千人となった。年間最高だった2014年との対比47.1%増となり、日本政府観光局が統計を取り始めて以降、最大の伸び率となった。

道内においても、2014年に北海道を訪れた外国人観光客は、はじめて150万人を超え、前年対比33%増え、過去最高を記録している。北海道や特に道南では北海道新幹線の開業や新千歳空港、函館空港での定期便の増便などにより、外国人観光客の増加が見込まれている。

江差町においても観光資源の多言語化や海外への情報発信等を昨年度より展開し、年々増加している訪日外客数に対する受け入れ体制を継続して整備する。

主な取り組み

- | | |
|------------------|---------|
| ① 観光案内多言語標記に係る調査 | 2,860千円 |
| ② 観光案内版・誘導表示等作成 | 2,500千円 |
| ③ 多言語 Web ページ更新 | 357千円 |
| ④ 無料 Wi-Fi 接続経費 | 695千円 |



(仮称)第18回北前船寄港地フォーラムin北海道江差 開催要項(案)

・主催 (仮称)第18回北前船寄港地フォーラムin北海道江差実行委員会

1.開催日時 平成28年11月10日(木) フォーラム 午後1:30～5:30
レセプション 午後6:00～8:00

2.開催場所 平成28年11月11日(金) エクスカーション
江差町文化会館大ホール(735名収容可能) ※寄港地の物産展もロビーで開催予定です。

3.開催内容(案)

13:30～14:10 ・オープニング「北前船寄港地民謡の集い」参加市町村から3～4曲程度の「民謡」を披露。

①江差町「正調江差追分」(江差追分踊り付き)ほか

14:10 ・開会 歓迎挨拶 来賓挨拶

15:00～15:45 ・基調講演
(休憩)

16:00～17:00 ・パネルディスカッション

17:00 ・総括(北前船寄港地フォーラム本部役員)

17:15 ・次期開催地挨拶

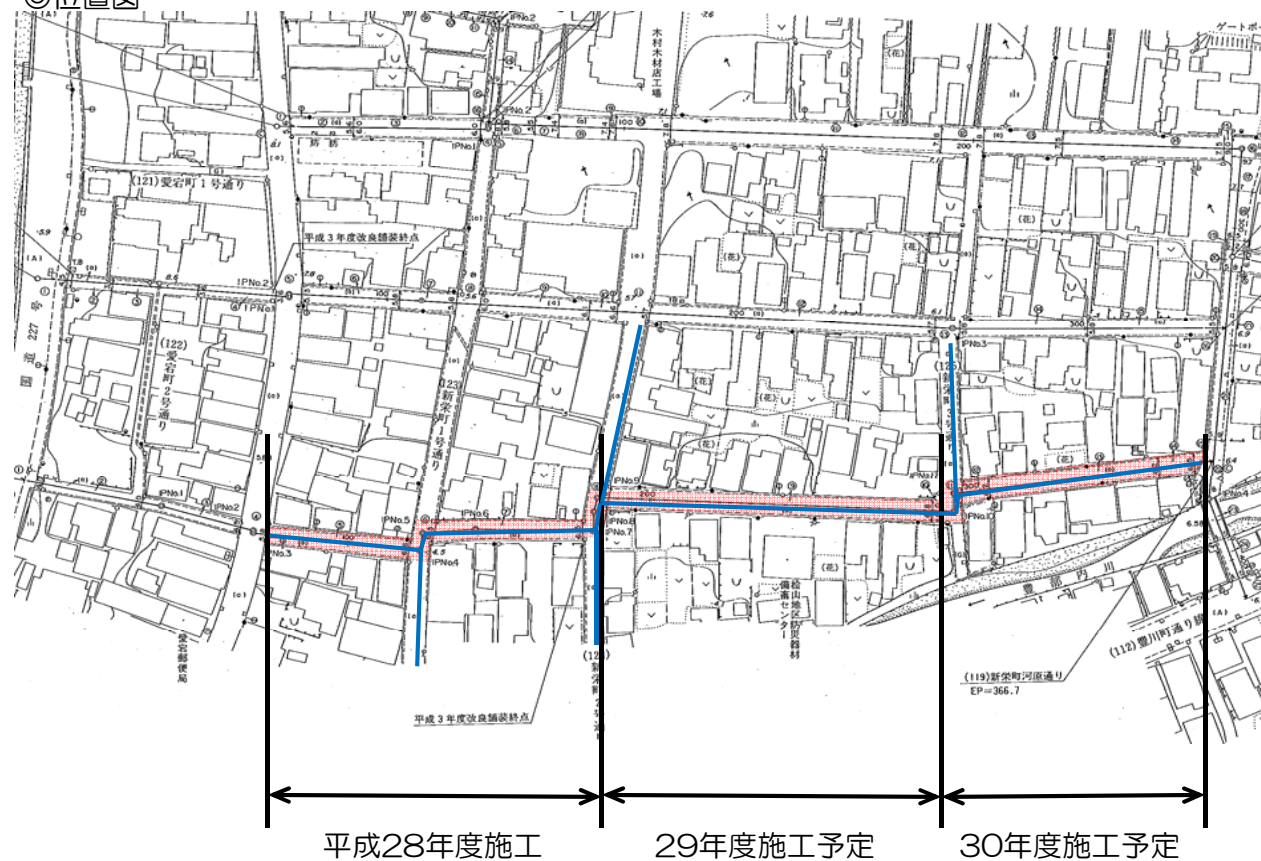
17:30 ・閉会



(江差町の航空写真 手前は「かもめ島」)

町道新栄町河原通り道路改良及び配水管布設替工事箇所

◎位置図



◎工事概要

新栄町河原通り道路改良工事
 L=300m W=6.8m
 舗装工 A=2,040㎡ 排水工 L=300m
 平成28年度～30年度までの3か年で実施
 担当：建設水道課土木管理係

新栄町河原通りほか配水管布設替工事
 L=497m S44～S49布設分
 DCIP (K) φ100～PPφ50
 道路改良工事に合わせて実施
 担当：建設水道課上水道係

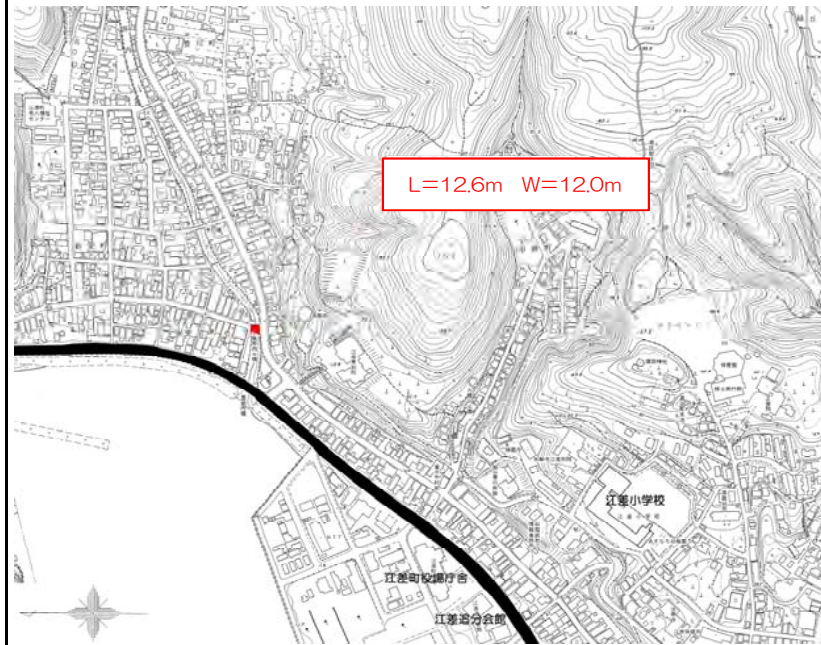
◎現況写真



橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修箇所

◎位置図

*豊部内橋（町道愛宕中央線）・・・橋梁補修工事

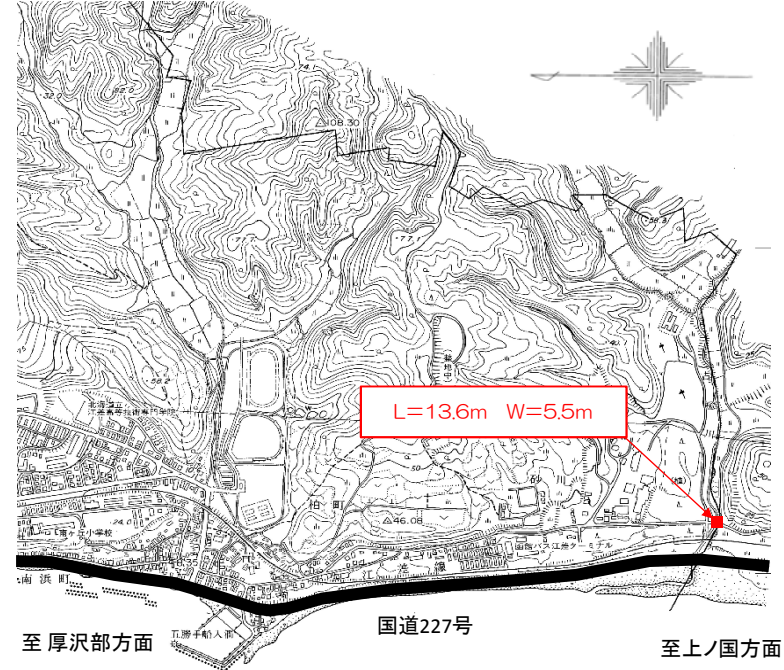


◎現況写真

*豊部内橋



*古櫃橋（町道陣屋椴川線）・・・実施設計（平成29年度橋梁補修工事予定）



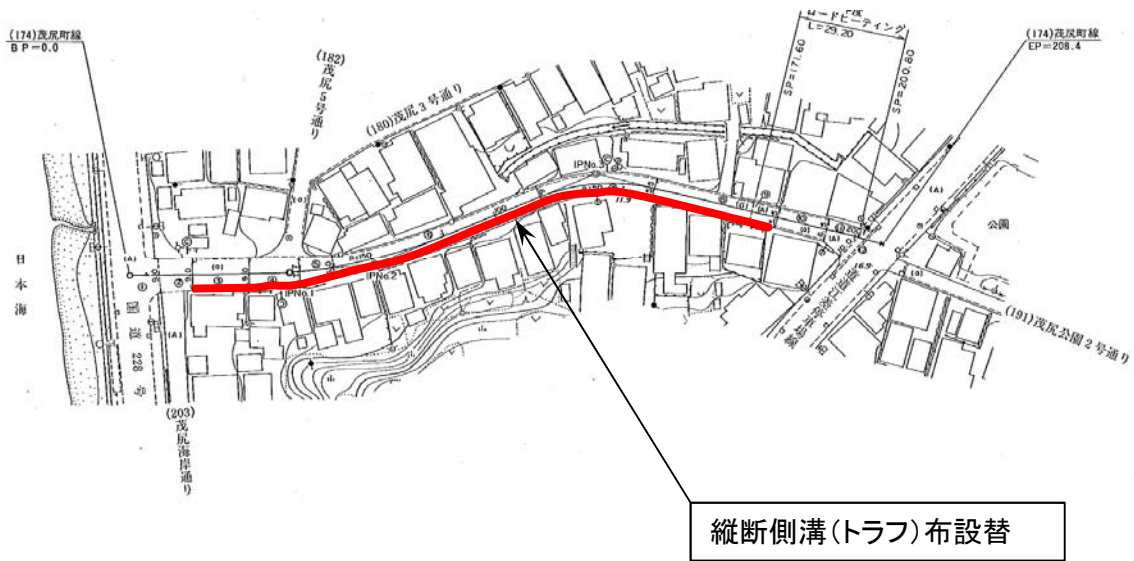
*古櫃橋



町道茂尻町線縦断側溝布設替工事箇所

撤去工・排水工 L=200m

◎位置図



◎現況写真



町内会等管理街灯修繕等助成事業

《事業の概要について》

地域における犯罪の防止や、夜間の交通安全確保を目的に設置された町内会・自治会等が管理する街灯を、消費電力を低く抑えられるLED灯に改良する場合に、その費用の80%を助成する。町内会・自治会等管理街灯のLED化を促進することで、省エネ化を図るとともに、町内会・自治会等の管理経費の負担軽減を図ることをねらいとする。また、既設街灯を簡易修繕（電球の交換等）に対しても、その費用の30%を助成する。

【助成内容】

1 対象 町内会・自治会等

2 助成率

- A 既設街灯のLED化 助成率 80%
 B 簡易修繕（電球の交換等） 助成率 30%

3 助成対象経費

A 既設街灯のLED化

1 団体あたり年間上限 180,000 円（税込）まで

※ LED灯具については、規格 20VA までのものとする。

B 簡易修繕（電球の交換等）

1 団体あたり年間上限 40,000 円（税込）まで

【電気料金イメージ】

1基当たり

単位：円

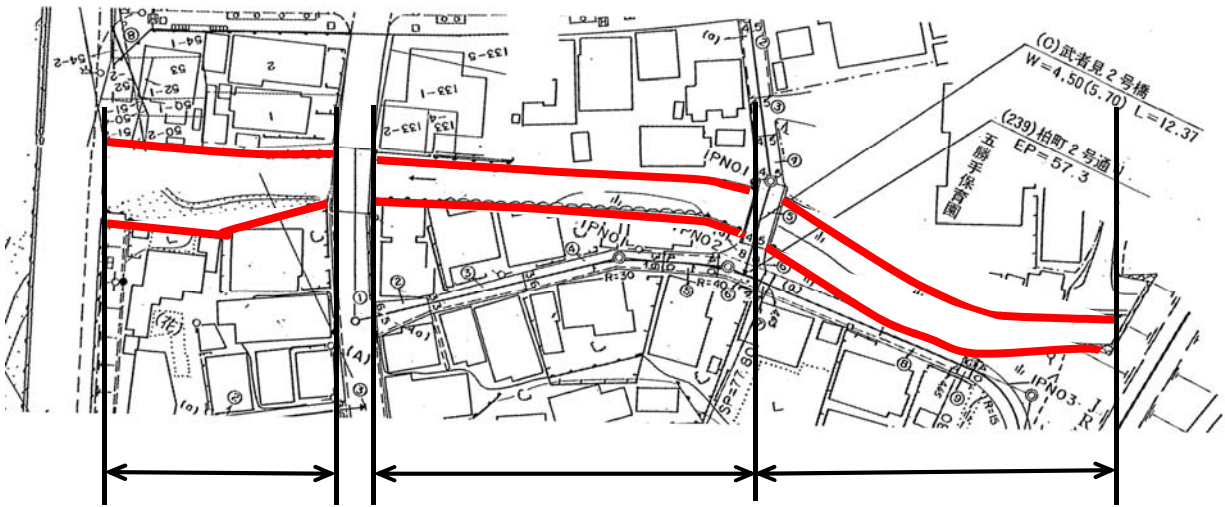
20形蛍光灯	種類	消費電力	契約区分	月額	年額
	蛍光灯	22W	20～40Wまで	248	2,976
	LED (10VA)	8W	10Wまで	75	900
	差額			-173	-2,076

100形水銀灯	種類	消費電力	契約区分	月額	年額
	水銀灯	121W	100W越え	890	10,680
	LED (20VA)	15W	10～20Wまで	133	1,596
	差額			-757	-9,084

普通河川五勝手川転落防護柵布設替工事箇所

撤去工・設置工 L=300m (左右岸) H=1.10m

◎位置図



平成29年度予定

平成28年度施工

平成30年度予定

◎現況写真



北埠頭上架施設整備事業の概要

【所管課:産業振興課】

- ＜事業費＞ 3,500千円
- ＜財源内訳＞ 港湾施設使用料:2,406千円、一般財源:1,094千円
- ＜事業主体＞ 江差町

事業の必要性

江差港北埠頭の上架施設(上架レール)について、一部留め金具が経年劣化や腐食により破損・滅失している状況にあり、漁船・船舶の上架時に振動が発生するなど利用面で支障が生じているため、事故発生防止の観点からも早急な維持補修を実施するもの。

事業の概要

■維持補修内容

江差港北埠頭の上架レールのうち8本(10m/本4列×2本)について、レールの取り外し、留め金具の交換及びレールの再設置を行う。



【北埠頭上架レール】



【留め金具の破損・滅失状況】

江差港北埠頭・新北埠頭フェリー係船用施設整備事業の概要

【所管課:産業振興課】

- ＜事業費＞ 14,600千円(北埠頭10,000千円 新北埠頭:4,600千円)
- ＜財源内訳＞ 町債13,000千円 一般財源:1,600千円
- ＜事業主体＞ 江差町

事業の必要性

江差・奥尻間で運行されているフェリーが平成28年度に新造され、翌29年度から運用が開始される予定となっているが、フェリーの客室を喫水より上部に設置することが義務付けられるなど、基準が強化されたことにより、従来よりも船体が延長されるため、現在の北埠頭係船施設では支障をきたすことから、対応した係船柱及び防舷材の設置を行う。

また、船舶検査受検期間にはこれまでサハリン航路で使用されていた同型のフェリーが使用されてきたが、サハリン航路の廃止により同船が使用できなくなったため、今後は3,500トン級のフェリーが使用される。これに伴い現状施設では係船ができないため、利用予定の新北埠頭に係船柱及び脱着式の車止めを設置する。

事業の概要

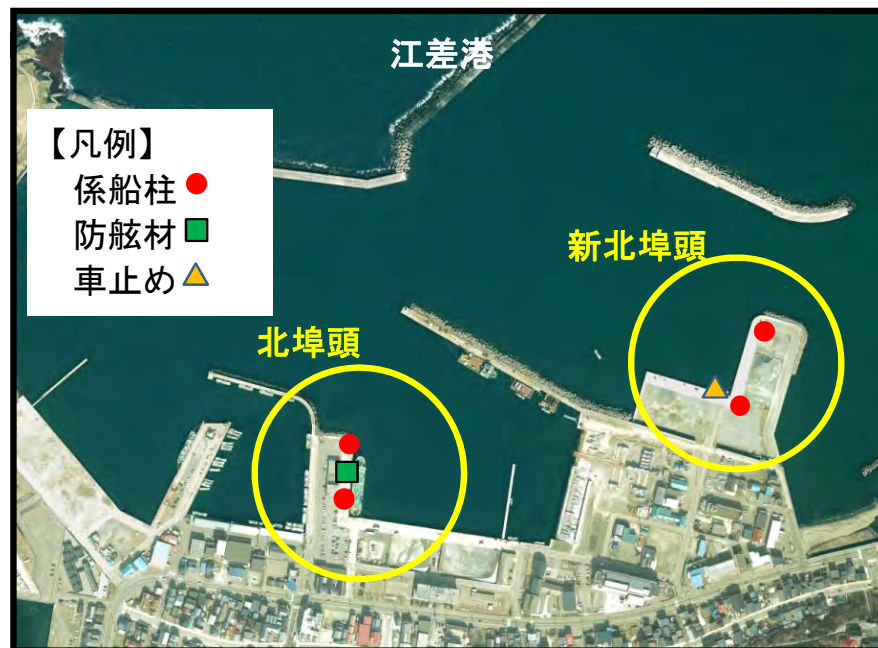
- 北埠頭フェリー係船用施設(事業費:10,000千円)
 - ・係船柱設置 2本(35t型曲柱・50t型曲柱 各1本)
 - ・防舷材設置 1基(基部コンクリート設置含む)
- 新北埠頭フェリー係船用施設(事業費:4,600千円)
 - ・係船柱設置 2本(35t型曲柱・50t型曲柱 各1本)
 - ・着脱式車止め設置 1基



係船柱



防舷材



江差町プレミアム住宅リフォーム商品券発行事業補助

《事業概要》

江差町では、平成27年度に国の地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金および道補助金を活用し、商工会を実施主体としてプレミアム付商品券の販売を行った。全2回の事業を通して地域の消費喚起と地域経済活性化について一定の効果が見られたことから、平成28年度以降も継続して実施するもの。

なお本事業は平成31年度までの継続事業とし、各年度の事業費については効果を把握しながら随時検討することとしたい。

《平成27年度事業実績》

	町負担金	財源	発行枚数	発行額	工事实施額	件数	平均購入額
第1弾	10,000千円	国補助8,000千円 道補助2,000千円	1,000枚	50,000千円	約67,400千円	74件	676千円
第2弾	2,000千円	道補助2,000千円	200枚	10,000千円	約12,300千円	15件	667千円
H27計	12,000千円		1,200枚	60,000千円	約79,700千円	89件	674千円
H28案	10,000千円	一部地方債充当	1,000枚	50,000千円			

《平成28年度事業計画》

事業内容	事業費	町負担金	消費者購入額
<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施主体 : 江差商工会 ●発行総額 : 50,000,000円 ●販売総額 : 40,000,000円 ●プレミア率 : 25% ●額面価格×数量 : 50,000円×1,000枚 ●販売価格 : 40,000円 ●購入限度額 : 1世帯20枚まで(額面価格100万円分) ●販売開始日 : 平成28年5月10日(火)(予定) ●利用期間 : 平成28年5月10日(火)~12月30日(金)(予定) ●販売場所 : 江差商工会にて随時販売 ●利用地域 : 江差町内全域 ●購入できる者 : 江差町民 <p>※10万円以上の工事を対象とする</p>	50,000千円	10,000千円	40,000千円
事務費等経費補助(販売促進経費・人件費・商品券印刷費等)	2,300千円	2,300千円	0千円
計	52,300千円	12,300千円	40,000千円

■（仮称）新陣屋団地建設事業年次概算工事費

工 種	区 分	H27	H28	H29	H30	H31	総事業費	備 考
①測量・調査			11,980				11,980	
	現況測量補足、地盤調査		6,882				6,882	
	用地確定測量		5,098				5,098	
②敷地全体整備		5,897	286	101,090	41,250	8,250	156,773	
1) 計画・設計	基本計画	5,897					5,897	
	基本設計 ※住宅の基本設計に含む。							
	実施設計 ※住宅の実実施設計に含む。							
2) 許可申請等	開発行為申請		286				286	
3) 施工	土工事(造成)等			25,410			25,410	
	町道等工事			39,710			39,710	
	上水道工事			3,080			3,080	
	汚水排水工事(下水道事業)			4,950			4,950	
	外構工事等			24,530	7,040	7,040	38,610	
	駐車場工事			1,210	1,210	1,210	3,630	
	公園・広場工事			2,200	33,000		35,200	
③ 駅施設撤去			53,268				53,268	
1) 計画・設計	調査・実施設計		3,456				3,456	
2) 施工	駅舎・ホーム・レール撤去		49,812				49,812	
④ 町営住宅整備			36,548	98,824	98,824	94,248	328,444	
1) 設計	基本設計(住宅+敷地)		17,507				17,507	
	実施設計(住宅+敷地)		19,041	4,400	4,400		27,841	
2) 施工	建築工事(関連土工・設備工含む)			89,320	89,320	89,320	267,960	
	工事監理			4,400	4,400	4,400	13,200	
3) その他	移転料(最大176千円/戸)			704	704	528	1,936	
計		5,897	102,082	199,914	140,074	102,498	550,465	
(再計 駅施設撤去工事除く)		5,897	48,814	199,914	140,074	102,498	497,197	

子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園への施設型給付

■新制度の概要

新制度は、消費税率の引き上げによる財源を活用して、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、待機児童を解消するとともに、幼児教育及び子育て支援の質・量を充実させるもので、平成27年4月1日施行。

■私立幼稚園が新制度（施設型給付）へ移行による利用及び公費の流れ（変更点）

○利用の流れ

- ・利用者は、町に申請し認定を行う
- ・認定申請・認定証の交付の手続きは、利用者負担を軽減するため、幼稚園を通じて行う

○公費の流れ（変更点）

区 分	現 状	移 行 後
園	道からの私学助成 (私学の自主的な運営を支援)	町からの施設型給付 (公費による教育経費の補償)
利用者	町からの就園奨励費 (所得に応じて負担を軽減)	町が定める所得に応じた保育料 (あらかじめ負担を軽減)

■「施設型給付」の基本的な仕組み

$$\text{「施設型給付費」} = \text{「国が定める公定価格」} - \text{「町が定める利用者負担額」}$$

施設型給付は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）※1」から「政令で定める額を限度額として町が定める額（利用者負担額）※2」を引いた額となる。

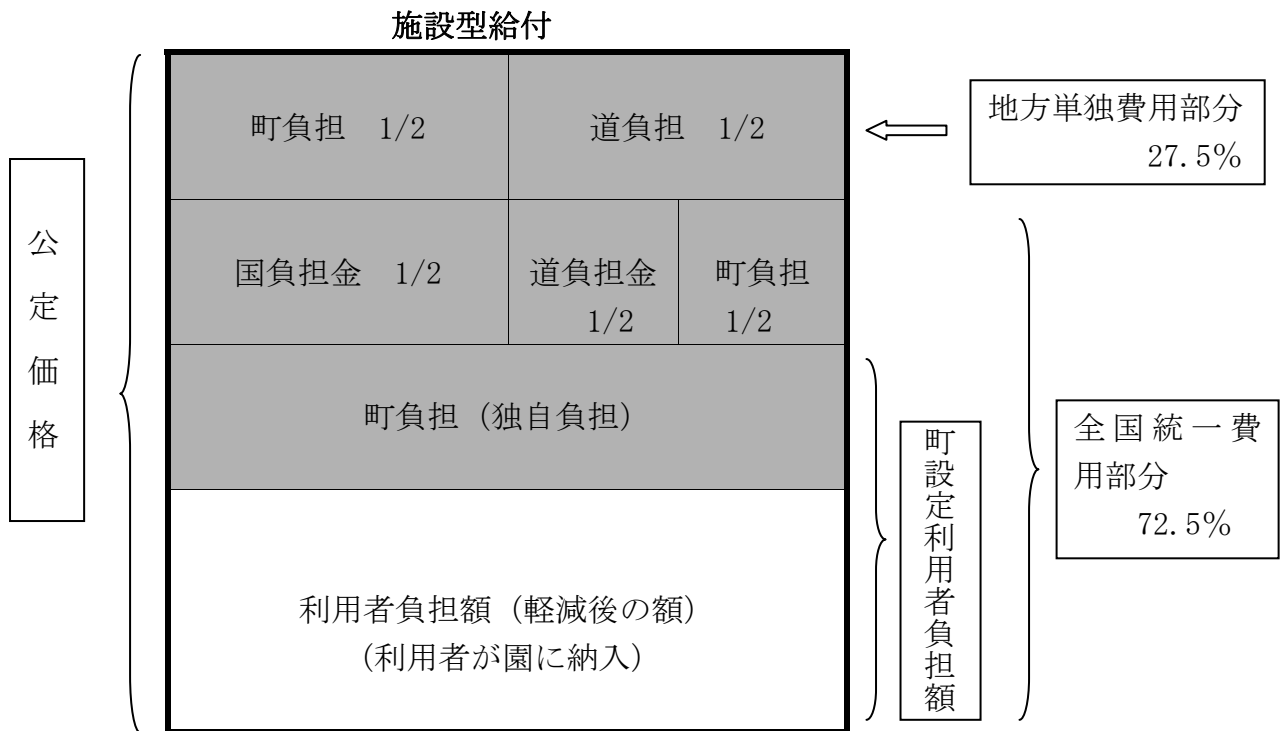
※1 国が定める利用者負担額の上限額及び江差町設定利用者負担額

教育標準時間認定の子ども【1号認定（幼稚園）】		
階 層 区 分	利用者負担（国）	利用者負担（江差町）
① 生活保護世帯	0円	0円
② 市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	3,000円	3,000円
③ 市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円	9,800円
④ 市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円	14,300円
⑤ 市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円	18,000円

○江差町設定利用者負担金については、現状所得に応じて支給している「幼稚園就園奨励費補助金」の分を勘案し、階層区分ごとに設定しているため、現状の保育料より利用者負担増となることはない。

※2「公定価格」は、子ども一人当たりの教育に通常要する費用を基に算定されており、「認定区分」「保育必要量」「施設の所在する地域」「人件費」「事業費」「管理費」等を勘案して算定。

私立幼稚園の1号認定子どもに係る新制度の財政構造（イメージ）



◎事業費（予算額）

歳出	教育費	幼稚園費	扶助費	29,987千円
歳入	教育費	国庫負担金	幼稚園費負担金	4,820千円
	教育費	道費負担金	幼稚園負費担金	2,410千円
	教育費	道費補助金	幼稚園負費担金	4,207千円
	教育費	受託事業収入	幼稚園費受託事業収入	8,139千円

芸術鑑賞事業の概要

◆平成28年度歳出予算◆

項 目	金額(千円)
予算総額	1,752
児童演劇鑑賞	456
札幌交響楽団公演ほか	1,113
演芸ステージ開催	183

1. 児童演劇鑑賞

平成25年度の劇団四季公演を皮切りに、児童生徒に本物の舞台を鑑賞していただく機会を継続。

平成28年度開催日時……9月9日午後

開催場所……江差町文化会館

経 費……公演謝礼、送迎用バス借上げ

《参考》平成26年度－中学生、平成27年度－小学校低学年

2. 札幌交響楽団公演ほか

1) 公演

開催日時……7月7日(木)午後6時30分開演

開催場所……江差町文化会館

入場料金……前売券2,000円、当日券2,500円

共催団体……公益財団法人札幌交響楽団、(株)北海道新聞社

経 費……公演謝礼1,000千円ほか

2) 中学生への器楽指導

楽団員数名による、町内2中学校吹奏楽部生徒への器楽指導。

経 費……謝礼100千円

3. 演芸ステージ開催

一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽や演劇などを提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図る「宝くじふるさとワクワク劇場」に応募、採択され江差町で開催される。

開催日時……10月1日(土)午後2時00分開演

※開催日並びに時間は変更となる可能性あり

開催場所……江差町文化会館

入場料金……前売券2,000円、当日券2,500円

共催団体……一般財団法人自治総合センター

舞台の構成……漫才、コント、落語、コメディ劇場ほか

経 費……照明操作委託費100千円ほか

「江差町歴史文化基本構想」策定関連資料

1. 歴史文化基本構想

「地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの」（「歴史文化基本構想」策定技術指針）」

2. 江差町として必要な背景

江差は北海道でも有数の歴史的・文化的な資源が残っており、その活用や保存にあたっての基本的な考え方をまとめたマスタープランの作成と、国の認定する日本遺産への申請に向けて「江差町歴史文化基本構想」を策定する。

3. 「江差町歴史文化基本構想」策定の動き

1) 策定に向けた組織の立ち上げ 平成27年8月3日

- ◆ 策定委員会 — 町内外の学識経験者と行政職員16名で構成
町の歴史的な特徴を捉えながら構想を策定する
- ◆ 調査部会 — 町内の住民と役場庁内の若手職員11名で構成
町内の歴史的・文化的な資源の情報収集や策定委員会の調査要請に応える

2) 平成28年度会議(見込)

- ◆ 策定委員会 — 7回(参考—平成27年度3回開催)
- ◆ 調査部会 — 7回(参考—平成27年度5回開催)

3) 構想完成時期……平成28年度中

◆平成28年度予算の概要◆

項目	金額(千円)	概要
各種会議開催経費	4,555	策定委員会構成員旅費等(東京2人、札幌5人、函館1人他)
構想作成経費	3,714	印刷製本費、執筆料
文化財調査経費	600	街並みの変化に関する調査
視察	400	先進地視察
臨時筆耕員	1,924	1名
事務経費	608	職員旅費、通信運搬費など
合計	11,801	

江差町空き家等の適正管理に関する条例（案）概要

根拠法令：空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

目的

- 空き家等の所有者等の責務を明らかにする。
- 特定空き家となったとき又はその恐れがあるときの措置について必要な事項を定める。
- 地域における生活環境の保全を図り、安全で安心できる暮らしの実現を図る。

「空き家」とは

町内に所在する建物その他の工作物及び敷地で常時無人の状態にあるもの。

「特定空き家」とは

- 老朽化又は自然災害により建物その他の工作物が倒壊又は飛散する恐れのある危険な状態
- 防火又は防犯上不適切な状態（不特定の者に侵入される恐れがある場合）
- 周囲の生活環境を阻害又は阻害する恐れがある状態
(動物・昆虫等が繁殖)

所有者の責務

空き家の所有者は、空き家が特定空き家にならないよう、自らの責任において適正な管理を行わなければならない。

特定空き家の状態である場合の措置

助言・指導



勧告



命令



行政代執行



公表

安全代行措置

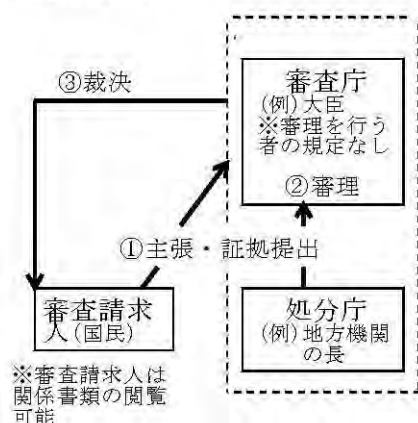
行政不服審査法関連三法案の概要

行政不服審査法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（許認可の取消し等）に関し不服がある場合、処分についての審査請求又は異議申立てをすることができる制度です。昭和37年に制定されて以降、50年以上本格的な改正がありませんでしたが、公平性の向上、利便性の向上等の観点から抜本的な見直しが図られ、平成26年3月に関連法案とともに改正案が成立し、平成28年4月1日から施行となります。

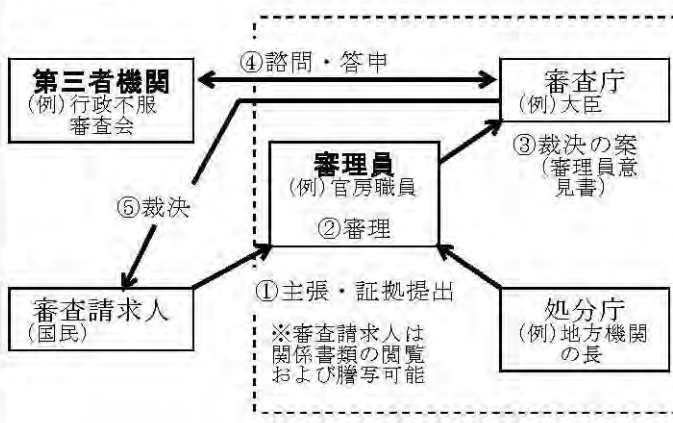
○公平性の向上

- ・ 審理において、職員のうち処分に関与しない者（審理員）が、審査請求人と処分庁の主張を公平に審理される。
- ・ 裁決について、有権者から成る第三者機関（檜山管内行政不服審査会委員会）で点検される。
- ・ 審理手続における審査請求人の権利が拡充される。

＜現行制度＞



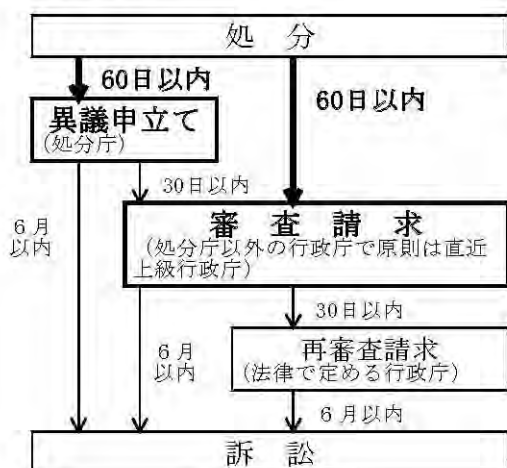
＜改正後＞



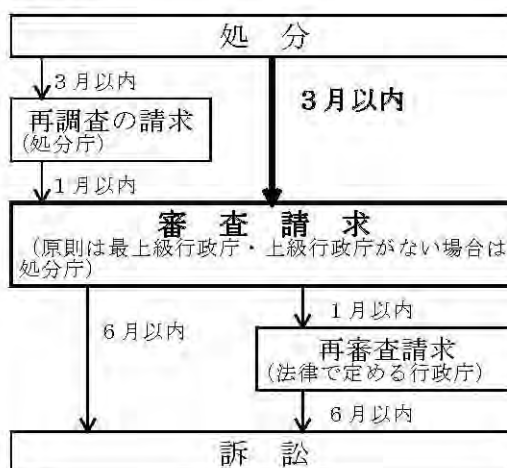
○利便性の向上

- ・ 原則となる不服申立類型が「審査請求」に一元化される。
- ・ 例外として、個別法の特別の定めにより「再調査の請求」や「再審査請求」が認められる。
- ・ 審査請求期間が3月以内に延長される（現行は60日）。

＜現行制度＞



＜改正後＞



江差町情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 公文書の公開</p> <p> 第1節 公文書の公開を請求する権利等（第6条—第10条）</p> <p> 第2節 公開請求の手続等（第11条—第15条）</p> <p> 第3節 <u>審査請求（第15条の2・第16条）</u></p> <p>第3章 情報公開審査会（第17条—第24条）</p> <p>第4章 情報提供の総合的推進（第25条・第26条）</p> <p>第5章 補則（第27条—第30条）</p> <p>附則</p> <p> 第2章 公文書の公開</p> <p> 第3節 <u>審査請求</u></p> <p> <u>（審理員による審査手続に関する規定の適用除外）</u></p> <p>第15条の2 <u>公開等の決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p> <u>（審査請求）</u></p> <p>第16条 実施機関は、<u>公開等の決定又は公開請求に係る不作為について、審査請求があつたときは</u> <u>_____、江差町情報公開審査会（以下「審査会」）に</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 公文書の公開</p> <p> 第1節 公文書の公開を請求する権利等（第6条—第10条）</p> <p> 第2節 公開請求の手続等（第11条—第15条）</p> <p> 第3節 <u>不服申立て（第16条）</u></p> <p>第3章 情報公開審査会（第17条—第24条）</p> <p>第4章 情報提供の総合的推進（第25条・第26条）</p> <p>第5章 補則（第27条—第30条）</p> <p>附則</p> <p> 第2章 公文書の公開</p> <p> 第3節 <u>不服申立て</u></p> <p>（新設）</p> <p> <u>（不服申立て）</u></p> <p>第16条 実施機関は、公開等の決定_____について、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、江差町情報公開審査会（以下「審査会」）</u></p>

江差町情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>諮問し、その答申を尊重して当該<u>審査請求</u>に対する_____裁決をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（第12条第5項に規定する第三者から当該公文書の公開について反対の意思を表示した意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>2 実施機関は、<u>第1項の審査請求があつたときは</u>、その翌日から起算して90日以内に当該<u>審査請求</u>に 対する_____裁決を行うよう努めなければならない。</p> <p>(設置)</p> <p>第17条 <u>第16条第1項</u>の規定による実施機関の諮問に応じて行う<u>審査請求</u>の 調査審議を行うため、江差町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 審査会は、<u>第16条第1項</u>の規定による諮問に係る事案等を審議する会議であつて、これを公開することが適当でない認められるもの</p>	<p>に諮問し、その答申を尊重して当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定又は裁決</u>をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) <u>当該不服申立てが明らかに不適法であり、これを却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>当該不服申立てに係る請求を容認する場合で、実施機関が諮問の必要がないと認めるとき。</u></p> <p>2 実施機関は、<u>前項の不服申立てがあつたときは</u>、その翌日から起算して90日以内に当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定又は裁決</u>を行うよう努めなければならない。</p> <p>(設置)</p> <p>第17条 <u>第16条</u> _____の規定による実施機関の諮問に応じて行う<u>不服申立て</u>の調査審議を行うため、江差町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 審査会は、<u>第16条</u> _____の規定による諮問に係る事案等を審議する会議であつて、これを公開することが適当でない認められるもの</p>

江差町情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>を除き、その会議を公開するものとする。</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第21条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、<u>審査請求</u>のあつた公開請求に係る情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された情報の公開を請求することができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>審査請求人</u>、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)、実施機関の職員その他関係者(以下「<u>審査請求人等</u>」という。)から意見若しくは説明を聴き、又はその必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述等)</p> <p>第22条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申出があつたときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見を記載した書面及び資料の提出を認めることができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、その限りではない。</p> <p>(諮問に対する答申)</p> <p>第23条 審査会は、<u>第16条第1項</u>の規定による諮問があつた場合には、当該諮問に対する答申を記載した書面(以下「<u>答申書</u>」という。)により、当該諮問のあつた日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。</p>	<p>を除き、その会議を公開するものとする。</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第21条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、<u>不服申立て</u>のあつた公開請求に係る情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された情報の公開を請求することができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>不服申立人</u>、参加人_____、実施機関の職員その他関係者(以下「<u>不服申立人等</u>」という。)から意見若しくは説明を聴き、又はその必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述等)</p> <p>第22条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申出があつたときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見を記載した書面及び資料の提出を認めることができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、その限りではない。</p> <p>(諮問に対する答申)</p> <p>第23条 審査会は、<u>第16条</u>_____の規定による諮問があつた場合には、当該諮問に対する答申を記載した書面(以下「<u>答申書</u>」という。)により、当該諮問のあつた日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。</p>

江差町情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 答申書には、次の各号に掲げる事項について記載するほか、当該<u>審査請求</u>に関連した情報公開の推進に関する施策についての意見を付すことができる。</p> <p>(1) 当該<u>審査請求</u>に対して実施機関がなすべき決定の種類及びその理由</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、速やかに当該答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。</p>	<p>2 答申書には、次の各号に掲げる事項について記載するほか、当該<u>不服申立て</u>に関連した情報公開の推進に関する施策についての意見を付すことができる。</p> <p>(1) 当該<u>不服申立て</u>に対して実施機関がなすべき決定の種類及びその理由</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、速やかに当該答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。</p>

江差町個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱い</p> <p> 第1節 収集の制限及び登録等（第7条—第8条の4）</p> <p> 第2節 適正な管理等（第9条—第13条）</p> <p>第3章 個人情報の開示及び訂正等の請求</p> <p> 第1節 開示を請求する権利等（第14条・第15条）</p> <p> 第2節 開示の決定等（第16条—第20条）</p> <p> 第3節 訂正請求等（第21条—第23条）</p> <p> 第4節 是正の申出等（第24条）</p> <p>第4章 事業者に対する措置（第25条）</p> <p>第5章 手数料及び費用負担（第26条）</p> <p>第6章 <u>審査請求（第26条の2・第27条）</u></p> <p>第7章 個人情報保護審査会（第28条—第38条）</p> <p>第8章 罰則（第39条）</p> <p>第9章 雑則（第40条—第42条）</p> <p>附則</p> <p> 第6章 <u>審査請求</u></p> <p> <u>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</u></p> <p><u>第26条の2 第16条第1項若しくは第23条第1項の決定又は開示</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱い</p> <p> 第1節 収集の制限及び登録等（第7条—第8条の4）</p> <p> 第2節 適正な管理等（第9条—第13条）</p> <p>第3章 個人情報の開示及び訂正等の請求</p> <p> 第1節 開示を請求する権利等（第14条・第15条）</p> <p> 第2節 開示の決定等（第16条—第20条）</p> <p> 第3節 訂正請求等（第21条—第23条）</p> <p> 第4節 是正の申出等（第24条）</p> <p>第4章 事業者に対する措置（第25条）</p> <p>第5章 手数料及び費用負担（第26条）</p> <p>第6章 <u>不服申立て（第27条）</u></p> <p>第7章 個人情報保護審査会（第28条—第38条）</p> <p>第8章 罰則（第39条）</p> <p>第9章 雑則（第40条—第42条）</p> <p>附則</p> <p> 第6章 <u>不服申立て</u></p> <p>（新設）</p>

江差町個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>請求若しくは訂正請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>（審査請求）</u></p> <p>第27条 実施機関は、<u>第16条第1項若しくは第23条第1項の決定又は開示請求若しくは訂正請求に係る不作為について、審査請求があつたときは</u> _____、審査会に諮問し、その内容を尊重して当該審査請求についての裁決 _____ をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</p> <p><u>（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p><u>（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（開示請求者以外のものから当該個人情報の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）</u></p> <p><u>（3） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正等を行うこととする場合</u></p> <p><u>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p><u>3 実施機関は、第1項の審査請求があつたときは、その翌日から起算して90日以内に当該審査請求 に対する _____ 裁決を行なうよう</u></p>	<p><u>（不服申立て）</u></p> <p>第27条 実施機関は、<u>第16条第1項及び第23条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、審査会に諮問し、その内容を尊重して当該不服申立てについての決定又は裁決をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</u></p> <p><u>（1） 当該不服申立てが不適法であり、これを却下するとき。</u></p> <p><u>（2） 当該不服申立てに係る請求を容認する場合で、実施機関が諮問の必要がないと認めるとき。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>2 実施機関は、前項の不服申立てがあつたときは、その翌日から起算して90日以内に当該不服申立てに対する決定又は裁決を行なうよう</u></p>

江差町個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>努めなければならない。</p> <p>(設置)</p> <p>第28条 この条例の規定により実施機関に対して意見を述べ、<u>第27条第1項</u>の規定による実施機関の諮問に応じて行なう<u>審査請求</u> 審査を行い、その他個人情報の保護に関する調査審議をするため、審査会を設置する。</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第32条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示請求、訂正等の請求又は是正の申出に関する個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、審議の内容が開示請求に係る<u>審査請求</u> 関するときは、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を請求することができない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>第27条第1項</u>の規定による諮問に係る事案の審議を行うために必要があると認めるときは、<u>審査請求人</u>、参加人<u>(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</u>、実施機関の職員その他関係者(以下「<u>審査請求人等</u>」という。)から意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳情)</p> <p>第33条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあつたときは、当該審</p>	<p>努めなければならない。</p> <p>(設置)</p> <p>第28条 この条例の規定により実施機関に対して意見を述べ、<u>前条</u> _____の規定による実施機関の諮問に応じて行なう<u>不服申立て</u> 審査を行い、その他個人情報の保護に関する調査審議をするため、審査会を設置する。</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第32条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示請求、訂正等の請求又は是正の申出に関する個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、審議の内容が開示請求に係る<u>不服申立て</u> 関するときは、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を請求することができない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>第27条</u> _____の規定による諮問に係る事案の審議を行うために必要があると認めるときは、<u>不服申立人</u>、参加人 _____、実施機関の職員その他関係者(以下「<u>不服申立人等</u>」という。)から意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳情)</p> <p>第33条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあつたときは、当該不</p>

江差町個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第34条 <u>審査請求人等</u>は審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p>第35条 <u>審査会は、第32条第3項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者(行政不服審査法第33条第3項に規定する第三者をいう。)の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒</p>	<p><u>服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第34条 <u>不服申立人等</u>は審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(提出資料の閲覧_____)</p> <p>(新設)</p> <p><u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧_____又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者(行政不服審査法第33条第3項に規定する第三者をいう。)の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒</p>

江差町個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>むことができない。</p> <p><u>3</u> 審査会は、<u>第1項</u>の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>4</u> 審査会は、<u>第2項</u>の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(諮問に対する答申)</p> <p>第36条 審査会は、実施機関に対し、書面により、<u>第27条第1項</u>の規定による諮問があつた日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定による答申書には、次の各号に掲げる事項について記載するほか、当該審査請求 関連した個人情報取扱事務その他の個人情報の保護に関する施策についての意見を付することができる。</p> <p>(1) 当該審査請求 対し実施機関がなすべき採決 _____ の種類及びその理由</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、速やかに答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しな</p>	<p>むことができない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 審査会は、<u>前項</u> の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(諮問に対する答申)</p> <p>第36条 審査会は、実施機関に対し、書面により、<u>第27条</u> _____ の規定による諮問があつた日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定による答申書には、次の各号に掲げる事項について記載するほか、当該不服申立て関連した個人情報取扱事務その他の個人情報の保護に関する施策についての意見を付することができる。</p> <p>(1) 当該不服申立て対し実施機関がなすべき採決又は決定の種類及びその理由</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、速やかに答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しな</p>

江差町個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
ければならない。	ければならない。

固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p><u>(2) 審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法(平成27年政令第391号)第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利</u></p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所_____</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____を記載し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(新設)</p>

檜山広域行政組合同規約の一部を改正する規約新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第2条（略） （組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>（1）消防に関する事務</p> <p>（2）檜山隔離病舎の設置に関する事務</p> <p><u>（3）地方創生等広域連携事業に関する事務</u></p> <p>第4条～第20条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第2条（略） （組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>（1）消防に関する事務</p> <p>（2）檜山隔離病舎の設置に関する事務</p> <p><u>（3）檜山地域医療連携に関する事務</u></p> <p>第4条～第20条（略）</p>

1 過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正の概要

改正条項	改正概要
○附則	<p>過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が5年間延長されたことに伴う関連条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の効力を「平成28年3月31日」から「平成33年3月31日」まで延長

2 過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>に限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に取得した適用資産に対する課税の特例の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>に限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に取得した適用資産に対する課税の特例の適用については、なお従前の例による。</p>

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

改正箇所	改正概要																																																							
<p>(納期) 第12条</p> <p>施行期日</p>	<p>1期あたりの納税額を軽減することを通じ納付率の向上を図るため、納期を6期制から8期制に改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税算定の基礎となる固定資産税（5月）及び町道民税（6月）の確定時期を考慮し納期の始まりとなる7月（第1期）は変更しない。 現行の最終納期となっている第6期について、納期限25日を31日とする。 年度内完納に要する期間を考慮し、最終納期限を2月末日とする。 <p>第6期 12月1日から同月25日まで を 第6期 12月1日から同月31日まで に延長 第7期 1月1日から同月31日まで（新設） 第8期 2月1日から同月末日まで（新設）</p> <p>平成28年4月1日から</p> <p>【参考】</p> <p>北海道内における納期の回数</p> <table border="1" data-bbox="595 1066 1839 1334"> <thead> <tr> <th></th> <th>3期制</th> <th>4期制</th> <th>5期制</th> <th>6期制</th> <th>7期制</th> <th>8期制</th> <th>9期制</th> <th>10期制</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>4</td> <td>19</td> <td>3</td> <td>34</td> <td>21</td> <td>48</td> <td>23</td> <td>27</td> <td>179</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内檜山</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>4</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内渡島</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険者</td> <td></td> <td></td> <td>乙</td> <td>江</td> <td>知</td> <td>上・森</td> <td>奥.北.福.木</td> <td>函.松.七</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">「平成25年度市町村税の概要」より</p>		3期制	4期制	5期制	6期制	7期制	8期制	9期制	10期制	計	備考	北海道	4	19	3	34	21	48	23	27	179		内檜山			1	4		1	1		7		内渡島					1	1	3	6	11		保険者			乙	江	知	上・森	奥.北.福.木	函.松.七		
	3期制	4期制	5期制	6期制	7期制	8期制	9期制	10期制	計	備考																																														
北海道	4	19	3	34	21	48	23	27	179																																															
内檜山			1	4		1	1		7																																															
内渡島					1	1	3	6	11																																															
保険者			乙	江	知	上・森	奥.北.福.木	函.松.七																																																

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(納期)</p> <p>第12条 普通徴収によつて徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から<u>同月31日まで</u></p> <p><u>第7期 1月1日から同月31日まで</u></p> <p><u>第8期 2月1日から同月末日まで</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(納期)</p> <p>第12条 普通徴収によつて徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から<u>同月25日まで</u></p> <p>2 (略)</p>

江差追分会館条例の一部改正の概要

■提案趣旨

江差町には、「江差追分」という日本に誇る民謡文化があり、全国の愛好者が江差を訪れており、江差追分を通じた大切な観光客でもあります。そのため、江差追分の魅力を広く全町民に浸透・拡大させていくことが江差町の重要な課題となっております。

昨年、江差町は「日本で最も美しい村連合」に加盟承認されました。承認されるための条件は、江差が誇る地域資源が3つ以上あることが条件でありました。一つは「姥神大神宮渡御祭」、二つ目は「いにしえ街道」、三つ目は「江差追分」です。江差追分と姥神大神宮渡御祭は現在ある「江差追分会館・江差山車会館」がその歴史はもとより、後世に保存伝承するための活動の拠点施設になっています。

3月26日には北海道新幹線が開業することから、更に多くの観光客が訪れると予想される場所です。「江差追分会館・山車会館」が町民と観光客の交流しあえる拠点施設にしていくことが観光振興並びに、追分の町民への振興策として大きなインパクトを与えるものと考えます。そのため、多くの町民に足を運んでいただき、**江差追分を習い、江差追分を聞き、江差追分を学び、山車会館で江差のまつりに触れ合う機会**を設け、江差町固有の財産として守り育てていきたいと考えております。

さらに、今年度は、青森県の「津軽三味線会館」との施設間交流事業も実施していく予定であり、町民にも訪れていただき、青函圏交流を盛り上げていきたいと考えております。

現在、江差山車会館には本町及び上野町の山車が展示されております。4月からは二つの山車の協力をいただき、新たな体験観光メニューとして、祭り囃子の体験も試みる予定となっており、祭り囃子を通しての町民交流も期待できます。

また、2020年には東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。是非、開会式で日本の誇る民謡「江差追分」の実演を実現すべくその誘致活動にも取り組んでまいります。そのためにも、町民の江差追分に対する関心度をもっと深めていけるよう努力しなければいけません。その気運醸成を高めるためにも、江差追分が更に町民に親しまれるような新たな条例等も今後検討してまいりたいと考えております。

今年度は、「江差町歴史文化基本構想」を策定し、日本遺産への登録を目指す年でもあります。「町民の歴史文化に親しむ環境づくり」に向けて、江差追分会館の観覧料町民無料化のための条例を本定例会に提案させていただくものであります。

■実施に向けた取り組み

- 実施時期 平成28年4月1日から施行
- 周知方法 町広報4月号、町HPで周知
- 窓口対応 免許証、健康保険証、マイナンバーカード、病院診察券、その他住所氏名を証明できるものを提示

※既に実施している「旧中村家」「旧檜山爾志郡役所」「関川家」も同様の対応

江差追分会館条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2</u> 別表1の区分に掲げる観覧料について、江差町民は無料とする。</p> <p><u>3</u> 町長は、特に必要があると認めたときは、<u>第1項</u>の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 町長は、特に必要があると認めたときは、<u>前項</u>の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>

江差町道路占用徴収条例の一部改正に係る条例新旧対照表

改 正

現 行

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱 (支柱・支線及び支線柱を含む)		480円	
	電話柱 (支柱・支線及び支線柱を含む)	1本につき1年	280円	
	その他の柱類		28円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円	
	地下に設ける電線その他の線類		2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		560円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	760円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	560円	
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		12円
外径が0.07m以上0.1m未満のもの			17円	
外径が0.1m以上0.15m未満のもの			25円	
外径が0.15m以上0.2m未満のもの			34円	
外径が0.2m以上0.3m未満のもの		長さ1メートルにつき1年	50円	
外径が0.3m以上0.4m未満のもの			67円	
外径が0.4m以上0.7m未満のもの			120円	
外径が0.7m以上1m未満のもの			170円	
外径が1m以上のもの			340円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	8円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	76円	
	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	76円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	760円
	標識	1本につき1年	450円	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8円	
	その他のもの	1本につき1月	76円	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	560円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			76円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	56円	

- 備考
 1 電柱及び電話柱に支柱又は支線(以下「支柱等」という。)が付設されている場合は支柱等を含めて単位とし、支柱等のみの占用の場合は支柱等をもって単位とする。
 2 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
 3 広告塔又看板の面積は表示部分の面積とし、1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとして計算する。
 4 1件の占用許可に係る年度ごとの占用料の額が100円に満たない場合は占用料の額を100円とする。
 5 占用期間が年ぎめで1年未満のときは月割計算し、1ヶ月未満の端数があるときは、1ヶ月として計算する。
 6 占用期間が月ぎめの場合で1ヶ月未満のときは1ヶ月として計算する。
 7 令とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	期間	占用料		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	本	年	460円		
	電話柱	本	年	410円		
	共架電線その他上空に設ける線類	メートル	年	4円		
	地下電線	メートル	年	2円		
	公衆電話所	個	年	820円		
	路上に設ける変圧器	個	年	400円		
	広告塔・看板	表示面積1m ² につき	平方メートル	年	990円	
	その他のもの		平方メートル	年	820円	
	法第32条第1項第2号に掲げる工作物	地下埋設物	0.1m未満	メートル	年	25円
			0.1～0.15m未満	メートル	年	37円
0.15～0.2m未満			メートル	年	49円	
0.2～0.4m未満			メートル	年	98円	
0.4～1.0m未満			メートル	年	250円	
1.0m以上	メートル	年	490円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	平方メートル	日	10円		
	その他のもの	平方メートル	月	99円		

- 備考
 1 電柱及び電話柱に支柱又は支線(以下「支柱等」という。)が付設されている場合は支柱等を含めて単位とし、支柱等のみの占用の場合は支柱等をもって単位とする。
 2 広告塔又看板の面積は表示部分の面積とし、1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとして計算する。
 3 1件の占用許可に係る年度ごとの占用料の額が100円に満たない場合は占用料の額を100円とする。
 4 占用期間が年ぎめで1年未満のときは月割計算し、1ヶ月未満の端数があるときは、1ヶ月として計算する。
 5 占用期間が月ぎめの場合で1ヶ月未満のときは1ヶ月として計算する。

【平成27年度 国・道への要望等状況一覧】

(平成27年12月1日から平成28年2月29日)

要望団体	要 望 内 容	要 望 先	備 考
江差町	■特別交付税要望	北海道	2月1日
南檜山第2次 医療圏構成町	■北海道立江差病院整備要望 ○医師派遣、看護師対策等	札幌医科大学 北海道保健環境部 道立病院室	2月1日 (要望書提出)
檜山地域振興 協議会	■檜山圏域活性化推進の懸案事項に関する要望 ○「地方創生」の実現に向けて ○国土保全や地方財政措置の充実	自民党政調会長 (函館市)	2月20日 (要望書提出)